

## 平成 24 年度第 4 回栃木県大規模小売店舗立地審議会議事録

I 開催日時 平成 24 年 12 月 25 日（火）午後 2 時～午後 3 時

II 開催場所 県庁本館 6 階大会議室 1

### III 議事日程

1 開会

2 議事録署名人の指名

3 議題

(1) 審議事項

・大規模小売店舗の届出に対する意見について

①ベルモール SC の変更届出

(2) 報告事項

・大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

(3) その他

4 閉会

### IV 出席者

〔委員〕 宇賀神貞夫、大森宣暁、小白井敏明、戸室康子、古橋克夫、星法子、森本章倫、以上 7 名

〔事務局〕 経営支援課 富田課長、厚木課長補佐（商業活性化担当）、國谷主査、豊住主任

宇都宮市 商工振興課 関口課長、鮎澤係長、礮主任主事、交通政策課 石川係長、古俣主事、環境保全課 岩渕課長補佐、土木管理課 諏訪部主任

### V 議事の経過

午後 2 時、司会の厚木課長補佐が開会を宣言し、本日の審議会は委員 7 人が出席し、栃木県大規模小売店舗立地審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、有効に成立する旨報告。

古橋会長から、議事録署名人として星委員と宇賀神委員が指名され、議事に入った。

前回審議会議事録について事務局から説明を行い、出席委員の確認を得た。

次に議題 1 審議事項①の「ベルモール SC の変更届出」（宇都宮市）について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、会長、委員、事務局の間で以下のような質疑応答があった。

委員 : 駐車場の関係で2点質問がある。

1点目は駐車場内の休日等の最大残庫台数について、年間の利用状況で5,000台を超過した日数が3日となっているが、そもそも届出書の駐車台数は4,287台しかなくその台数を上回っている。この意味を教えてください。

2点目は交通シミュレーションの中で、増床後のNo.3交差点及びNo.9交差点で滞留長が長くなり、信号待ちもそれぞれ1回増えることとなる。その対策として、市道1449号線側の来退店車両を減少させるため、市道5200号線側へ誘導しているが、それによりNo.2交差点の負荷が大きくなり、交差点需要率も増加し問題にならないか。

事務局 : 1点目について、残庫台数は出入口に設けてある機械により計測したものであり、駐車枠に駐車している車両のほか、敷地内の通路に滞留している車両も含まれるため、届出駐車台数より多くなっている。

2点目について、対策後のNo.2交差点の需要率は計算していないが、交通シミュレーションでは、負荷が大きくなり滞留が発生するものの、現況再現と大きな変化はなく信号待ちも発生しない結果となっている。

委員 : No.3交差点について、現況再現は滞留長が150mであるが、対策後の将来予測では滞留長が60mに減少している。増床後、現況再現よりも滞留長が減少するということになるが、その説明をお願いしたい。

事務局 : No.3交差点の滞留を軽減する対策として、増床により増加する部分の来退店車両のみではなく、イトーヨーカドー等既設部分に関する来退店車両についても、B街区の出入口からA街区の出入口へ誘導を行うこととしたため、変更前よりも変更後の滞留長の方が、短くなっているものである。

委員 : 交通シミュレーションにおいて、市道1449号線からベルモールSCのB街区敷地北側の市道へ左折する車両が相当数見られるが、実態上、それほど車両が通行するとは考えにくく、No.3交差点の負荷を小さくさせていることにならないか。

事務局 : 設置者の話によると、交通量調査に基づいた現況の交通量とシミュレーション上の交通量との間に誤差が生じるので、その誤差を正すため、敷地北側の市道へ車両を流出させる必要があったとのことである。

委員 : 問題となっているNo.3交差点の周辺にある市道を利用し、現況とシミュレーションの誤差のバランスをとる方法が適切なのかは疑問が残る。

とはいえ届出書の中に、「店舗の影響により周辺交通に影響が生じた場合には、適切な対策を検討する」旨の記載があることから、変更後に問題が生じた場合には、設置者に対して適切な対応をとるようお願いすることで了承することとしたい。

事務局 : 設置者に対してはそのように指導していく。

委員 : 騒音問題の対応策として、「住居側敷地境界に植樹帯を設置している」旨の記載があるがどの部分か。

事務局 : 増床部分の北側、騒音の予測値点AとBの間である。

委員 : B街区の駐車場南側にも住居が並んでいるので、そちら側に関しても緩衝帯が必要ではないか。

事務局 : 南側の住居側に関しては既に緩衝帯が設置されており、駐車場に関して夜間利用制限も行っているところである。

その後、会長が委員に意見を求めたが、特に意見はなく、本件については「意見なしとする」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題 2 報告事項の「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明が行われたが、特に質疑応答はなかった。

その後、会長から、他に何もなければ閉会にしたいとの発言があり、出席委員の同意を得た後、会長から本日の会議の終了が宣せられ、午後 3 時に審議会は終了した。

署名人 委 員

委 員